

令和5年度甲種防火管理新規講習のご案内

～深川地区消防組合～

消防法第8条第1項に規定する防火管理者としての資格講習を次のとおり開催します。

- 1 **講習種別** 甲種防火管理新規講習

- 2 **講習日時** 令和5年10月5日(木)・6日(金)の2日間
1日目 9時00分～16時00分
2日目 9時00分～14時00分
※両日とも8時55分までに受付を済ませてください。

- 3 **定員** 35名 (受付期間内でも申込者が定員になり次第締め切ります。)

- 4 **講習場所** 深川消防総合庁舎 3階講堂 (深川市8条10番20号)

- 5 **申込方法** 防火管理に関する講習会受講申込書(様式第8号の1の1)に必要事項を記入し申込み先へ持参するか、Eメール又はFAXにより申込みしてください。申込み受付後、受講票を交付します。
(申込書は深川市ホームページよりダウンロードできます)

- 6 **申込先** 深川消防署予防課予防係 TEL0164-22-2814
(深川市8条10番20号 深川消防総合庁舎)
・Eメール f119syoyo@bz03.plala.or.jp
・FAX 0164-23-3312

- 7 **申込期間** 令和5年9月4日(月)から令和5年9月20日(水)

- 8 **受講料** **3,700円**
※1日目の受付時に納入して頂きますので、お釣りのないようご協力をお願いします。
なお、納入後の受講料は返還できませんのでご承知おき下さい。

- 9 その他
- (1) 講習当日は、受講票、筆記用具、をご持参ください。
 - (2) 遅刻、途中退席等された場合は修了証の交付は出来ません。
 - (3) 車でお越しの方は、職員の指示に従い駐車するようお願いいたします。
なお、駐車場内での事故等については、一切責任を負いませんので
ご承知おき下さい。
 - (4) 防火管理者の選任にあつては、防火管理上必要な業務を適正に遂行
することのできる管理的又は監督的地位にある者を努めて選任するよ
う指導しています。

《《防火管理者を選任しなければならない防火対象物》》

○特定防火対象物 建物全体の収容人員が10人以上

【政令別表第1】 6項口、16項イ（16項イについては6項口の用途が存するもの）

例：避難が困難な要介護者が主として入所する老人ホーム、認知症高齢者グループホーム
救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設など

○特定防火対象物 建物全体の収容人員が30人以上

【政令別表第1】 1項～4項、5項イ、6項イ・ハ・ニ、9項イ、16項イ
（16項イについては6項口の用途が存するものを除きます）

例：集会場、カラオケボックス、飲食店、物販店、ホテル、病院など、不特定多数の
来客が想定される施設

○非特定防火対象物 建物全体の収容人員が50人以上

【政令別表第1】 5項口、7項、8項、9項口、10項～15項、16項口、17項

例：下宿、共同住宅、学校、図書館、博物館、事務所、工場など、特定防火対象物に
当てはまらない事業所

◆◆◆ 申 込 ・ お 問 い 合 わ せ 先 ◆◆◆

深川消防署予防課予防係 TEL 0164-22-2814

(深川市8条10番20号 深川消防総合庁舎1F)